

■ドイツ：太陽光発電の全量買取制度廃止を閣議で了承

連邦政府は 2012 年 2 月 29 日の閣議で、同年 2 月 23 日に連邦環境相と連邦経済技術相により公表された太陽光発電の全量買取制の廃止を含む再生可能エネルギー法の改正案を了承した。案には (1) 2012 年 3 月 9 日から太陽光発電の買取価格を 20～29% 引下げ、(2) 2012 年 5 月から太陽光発電の買取価格を毎月 0.15 ユーロセント/kWh 引下げ、(3) 2012 年 3 月 9 日以降に系統連系する太陽光発電設備は、2013 年 1 月 1 日から全量買取ではなく、各設備の年間発電量の 85～90% を買取る部分買取制度を適用、(4) 年間導入目標は 2012 年と 2013 年が 250 万～350 万 kW、2014 年が 210 万～310 万 kW、2015 年が 170 万～270 万 kW、2016 年が 130 万 kW～230 万 kW、2017 年以降は 90 万～190 万 kW、(5) この目標から逸脱する場合は連邦環境省が省令により買取価格を改定、などの内容が盛り込まれていた。再生可能エネルギー法の改正法案は 2012 年 3 月 9 日の連邦議会（下院）で審議される予定である。なお、閣議決定後に、上記 (1) と (3) の太陽光発電の買取価格の引下げ時期と全量買取の廃止時期は再生可能エネルギー法の改正法の施行が見込まれる 2012 年 4 月 1 日に修正されている。